

高知大学総合研究センターにおける副部門長の設置に関する規則

平成19年1月11日
規則第69号

最終改正 平成22年3月31日規則第124号

(設置)

第1条 高知大学総合研究センター（以下「センター」という。）の各部門に、センター規則第11条の規定に基づき、副部門長を置く。

(副部門長)

第2条 副部門長は、部門長の職務を助け、センター長が指定する施設等に係る管理運営に関し、関係職員との連絡・調整、取りまとめ等を行う。

2 副部門長は、本学の教員の中からセンター長が指名する。

附 則

この規則は、平成19年1月11日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。